

總務環境委員會

說明資料

平成31年3月11日
總務關係

目 次

頁

1	自治省行政局長通知について	1
2	名古屋市特別職報酬等審議会における答申について	4
3	市長提案理由説明における政治ボランティアに関する市長の主な発言について	25
4	特別職秘書に係る人件費について	29
5	わかりやすく親しみやすい文書に向けた改善の視点について	30
6	社会保障・税番号制度への対応に係るシステム経費について	34
7	特定個人情報の漏えい等について	35
8	ソーシャルメディアの利用内訳について	36
9	予算定員の推移及び主な増減理由について	37
10	第20回アジア競技大会の推進について	39
11	第20回アジア競技大会に係る組織体制について	41
12	第20回アジア競技大会に係る経済波及効果について	42
<参考>		
13	あいちトップアスリートアカデミー（仮称）について	43
14	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかる市民意識調査について	44
15	多様な生き方の理解促進に向けた専門相談等について	47
16	男女平等参画基本計画2020の成果指標について	48
16	中部国際空港の今後の施設整備における本市への影響調査について	49

17	中部国際空港の利用状況の推移について	50
18	中部国際空港と関西国際空港の比較について	51
19	市公式ウェブサイトのアクセス数の推移について	53
20	退職自衛官の任用に関する取組状況について	54
21	人事評価結果による勤務成績が良好でない職員の昇給について	55
22	採用試験の実施状況等の推移について	56
23	愛知県知事選挙における場所別の期日前投票者数について	57
24	市立大学文系学部における主な社会貢献について	58
25	「地域と育む未来医療人『なごやかモデル』」終了後の市立大学の取り組みについて	59
26	市立大学と名古屋工業大学との主な連携実績について	60
27	市立大学病院における救急・災害医療の機能強化について	61
28	認知症に関する基礎研究の市立大学の取り組み及び他大学等の主な研究内容について	64
29	市立大学病院の西棟について	65
30	消費税率の変更に伴う市立大学病院が徴収する主な料金の変更について	67

1 自治省行政局長通知について

特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日付自治給第94号）

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ巾特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあつて、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

1 特別職の職員の給与の内容の明確化について

(1) 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第204条および附則第6条の2の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において、当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市町村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「3役」という。）に対して支給するものとすることは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で3役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあっては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手當についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、

それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

(2) 条例上の規定の整備

3役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあっては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、3役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

2 特別職報酬等審議会について

(1) 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

(2) 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけではなく、その改定の実施時期についても諮問するものとすること。

(3) 審議会への提出資料

3役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等について、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

(4) 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

(5) 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配意すること。

別 記 (資料項目)

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議會議員の活動状況（審議日数）

(注) 5～7は、議會議員のみに係るものである。

2 名古屋市特別職報酬等審議会における答申について

(1) 平成18年1月23日答申



答 申

平成18年1月23日

名古屋市長 松原武久 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 坪井明治

名古屋市議会議員の報酬の額並びに市長、助役
及び収入役の給料の額及び退職手当の支給水準
について（答申）

平成17年9月27日をもって本審議会に対し諮問のあった
名古屋市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額並びに市
長、助役及び収入役の給料の額及び退職手当の支給水準につ
いて、同年9月27日、11月16日及び12月14日の3回に
わたり会議を開催し慎重に審議した結果、別記のとおり答申
します。

別記

答 申

1 給料又は報酬の月額

市長	給料月額	149万4千円
助役	給料月額	118万3千円
収入役	給料月額	95万1千円
議長	報酬月額	122万5千円
副議長	報酬月額	107万8千円
議員	報酬月額	99万円

2 退職手当の支給水準

市長	給料月額×在職月数×100分の60
助役	給料月額×在職月数×100分の45
収入役	給料月額×在職月数×100分の32

3 改定の実施時期

平成18年4月1日

4 改定理由

(1) 報酬等の額

厳しい財政状況の中で、ますます複雑かつ多様な対応を必要とされる大都市行政の最高責任者である市長及びこれを補佐する助役、収入役の責務は極めて重大であり、また、市民の代表者である議員は、市民要望の多様化に伴ってその活動範囲が広がるとともに、職の高度化・専門化が進み、非常勤の職であるにもかかわらず、常勤的な活動がその実態となっている。

しかしながら、本市の特別職の報酬等が平成9年7月1日に現行の額に改定されて以来、8年余りが経過し、その間、右肩上がりの時代は終焉し、本市の一般職員の給与は、国や他の地方公共団体、民間の状況を踏まえ毎年行われる本市人事委員会の報告及び勧告に基づき、平成14年度、15年度、17年度においてマイナス改定が行われている。一方、国においても、一般職員のマイナス改定の実施を勘案して、特別職の歳費等の額についても、同様に減額改定が行われている。また、前回改定時に政令指定都市であった都市で、この間、増額改定が行われた都市はなく、大阪市や東京都、愛知県においては、

特別職の報酬等の額は減額改定されている。

以上のように、本市の特別職を取り巻く客観的事情に変化が認められ、本審議会としては、特別職の報酬等の額を現行のまま据え置くことは妥当ではなく、これらの諸事情を十分考慮して改定する必要があり、その額については、現下の社会経済情勢と市民感情等に十分配慮しつつ、特別職の職責の度合いや一般職の上級職員の給与改定の状況を踏まえ、規模の類する他の政令指定都市等の特別職の報酬等の額との均衡及び本市の財政事情をも十分に勘案した結果、特別職の報酬等を頭書の額に改定することが妥当であるとの結論に達した。

実施時期については、諸般の事情を勘案して、平成18年4月1日とするのが適当であると判断した。

(2) 退職手当の支給水準

退職手当の支給水準については、名古屋市特別職報酬等審議会条例の改正を受け、今回初めて、本審議会における審議事項となり、市長、助役及び収入役の退職手当の妥当な水準について、どのような基準によるべきかに

について議論をすすめた。

退職手当の支給水準については、本審議会における審議の中で、他の地方公共団体の支給水準などを勘案して見直すべきであるとの意見のほか、政令指定都市等の中で上位にならないよう留意すべきであること、民間の退職慰労金の支給状況も勘案してその支給水準を決定すべきであること、市長が前回任期満了時に特例的に退職手当についてその乗じる割合を引き下げたことを考慮すべきであること、などの意見が出された。

これらの意見を十分に踏まえ、市長、助役及び収入役の職責に応じた妥当な支給水準は、他の政令指定都市等との均衡などを勘案し、頭書のとおりとすることが妥当であるとの結論に達した。

実施時期については、退職手当の支給額の妥当な水準について議論するに際し、改定後の給料月額を併せて考慮していることとの関係から、(1)の実施時期と同じく、平成18年4月1日とするのが適当であると判断した。

(2) 平成22年2月23日答申

答 申
5

平成22年2月23日

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋市特別職報酬等審議会 
会長 細谷 孝利

議員の報酬について（答申）

平成22年2月16日をもって当審議会に諮問のあった「議員の報酬について、市長と同じ水準になるよう、現行の報酬を半減すること」について、同日以降2回にわたり会議を開催し審議した。

当審議会としては、委員から出された意見の大勢を踏まえ、別記のとおり答申する。

記

当審議会はこれまで、議員の報酬について諮問があった場合には、職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮して答申を行ってきたところであり、それが当審議会の役割であると認識してきた。

しかし、今回の諮問内容は、先に「市長の給料及び退職手当について」諮問された時と同じく、政治ボランティア化という市長の政治理念と密接に結びついたものであることから、当審議会の判断基準にそぐわず、求められている役割を超える、これまでとは異質な面があるものと認められるところであり、当審議会としては判断できないという結論に至らざるを得ない。

現在議会においては、政治ボランティア化を争点にした「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例」の審査が継続して行われているとのことであり、また、議会においても「名古屋市議会基本条例制定研究会」が設置され、議会改革に向けて課題の研究がなされているとのことである。

このような状況にあることから、諮問内容の背景にある政治ボランティア化の理念については、今後の広範な議論が必要とされるところである。

(3) 平成25年8月2日答申

写

平成25年8月2日

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 細谷孝利



市長の給料の額及び退職手当の支給水準

並びに議員の議員報酬の額について（答申）

平成25年6月5日をもって当審議会に諮問のあった「市長の年収を800万円にするために、市長の給料を月額50万円とすること及び期末手当を年間200万円とすること」、「市長の退職手当を廃止し不支給とすること」及び「議員の年収を800万円にするために、議員の報酬を月額50万円とすること及び期末手当を年間200万円とすること」について、同日以降3回にわたり会議を開催し審議した。

当審議会としては、委員から出された意見を踏まえ、別記のとおり答申する。

記

1 市長の給料の額及び退職手当の支給水準について

今回の諮問内容は、先回（平成 21 年 12 月）の諮問と同じ内容であった。

このため、審議の中で改めて先回の答申を参照し、「当審議会はこれまで、給料の額や退職手当の水準について諮問があった場合には、職員の給与改定の状況や他の政令指定都市等の額を考慮して、答申を行ってきた。これは、市役所組織全体の給与体系との整合性を保つとともに、市長の職務・職責に応じて給与を決定するという方針を重視してきた結果であり、それが当審議会の役割であると認識している。」

と記載していることを確認した。

これに関連して、各委員からは、

○市を代表する行政の長でもある市長の職務・職責に照らして、年収 800 万円は低額すぎる。

- 市長は組織のトップであり、そもそもサラリーマンと市長とでは労働時間など労働の質が異なるため、市長と同世代のサラリーマンの平均年収 800 万円を基に給与額を決定することは根拠として乏しい。
- 政令指定都市の首長たる者は、責任を持って市民のために職務を行っているので、それ相応の給与を支給すべきである。
- 市長の職務等を積み上げて、給与の額を算出することは困難であり、現時点では、審議会としては他の政令指定都市等との比較で決めざるを得ない。
- 退職手当を恒久的に不支給としなければならない理由はない。

などの意見が出され、改めて、従来からの当審議会の役割に基づく給与決定方針は妥当であると再認識するに至った。

一方、諮問に際し市長から諮問の背景にある政治に携わる者は市民並み給与とすべき理由について、縷々説明を受けたことにより、諮問内容が市長の強い政治理念から発せられたものであることが各委員に強く印象付けられた。このことから改めて、政治家としての市長の側面を強調した

給与についての議論が、当審議会での審議になじむのかと
いった観点から議論をすすめた。

このことについては、各委員からは、

- そもそも特別職が自らの報酬を恣意的に上げることのないよう監視する趣旨で審議会は設置されたもので、
諮問内容そのものが、当審議会での審議にそぐわない。
- 市長には公選での政治家という面と行政府の長という面の二面性があるが、政治理念に基づく政治家という面の市長の給与を審議することは、審議会の役割を超えている。
- 年収 800 万円という公約を掲げて実際に選挙で支持されたことから、当該市長自身の任期中の給与を 800 万円とすることは理解できるが、恒久化となると審議会では判断できないのではないか。
- 政治家であり行政の長である内閣総理大臣に対しても退職手当が支給されるのであれば、市長に対しても支給してよいのではないか。
- 他の政令指定都市等において、市民並み給与 800 万円という考え方に基づき給与を決定する方向への広がり

がみられないという現実も見つめるべきではないか。
などの意見が出された。

また、今回の諮問内容について、市長は選挙を経た民意であると明確に述べていることから、先に述べた当審議会に求められている役割を超えるものであると認められるところである。

以上を総合的に勘案すると、今回の諮問内容については、「市役所組織全体の給与体系との整合性を保つとともに、市長の職務・職責に応じて給与を決定するという方針を重視するために、職員の給与改定の状況や他の政令指定都市等の額を考慮する」といった当審議会の判断基準とは相容れない内容であり、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできないとの結論に達した。

2 議員の議員報酬の額について

今回の諮問内容は、先回（平成 22 年 2 月）の諮問と同趣旨の内容であった。

このため、市長の給与と同様に、議員報酬についても、審議の中で改めて先回の答申を参照し、「当審議会はこれまで、議員の報酬について諮問があった場合には、職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮して答申を行ってきたところであり、それが当審議会の役割であると認識してきた。」

と記載していることを確認した。

これに関連して、各委員からは、

○市長の給与については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の数値に基づき、平成 21 年就任当時の自身の年齢であった 60 歳の平均給与を参考にしたということだが、議員の場合は年齢もバラバラであり、根拠としてより乏しい。

○議員報酬を他都市に比べて低くすれば、議員になる人の門戸を狭めたり、優秀な政治家が、他に流出するおそれがある。

などの意見が出され、改めて、従来からの当審議会の役割に基づく報酬決定に関する判断基準は妥当であると再認識するに至った。

一方、議員報酬に関する諮問に際しても、政治家たる者は市民との同一性を保つため、市民並み給与で行うべきであり、このことが議員の家業化を防ぐことに繋がるという説明を市長から受け、諮問内容は市長の強い政治理念から発せられたものであることが各委員に強く印象付けられた。

なお、議会においては、先回の答申以降、議員提案による「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」が成立し、民意による成案を得るまでの間の特例減額措置として、平成23年5月以降、議員報酬が年800万円とされている。また、平成22年3月に制定された「名古屋市議会基本条例」のもとで、平成24年1月に設置された「議会改革推進会議」において、議員報酬については協議されてい

る。

このような状況下で、市長の政治理念に基づく議員報酬のあり方について議論をすすめたところ、各委員からは、

○議員の身分に関する事例であり、市長と議会とのやり取りの中で、議会が自主的に議員報酬を当分の間、制度値の半減となる年 800 万円とするとの判断をされたのであれば、これこそ当審議会で判断すべきことではない。

○議員報酬を下げることで家業化を防ぐという主張であるが、報酬の多寡にかかわらず、選挙でどの議員を選ぶかは市民に委ねられている。

○議員報酬のあり方について、他都市の事例を参考にするなど、本市議会における自主的な基準の検討がさらに深まることが期待される。

などの意見が出された。

また、今回の諮問内容について、議員報酬に関しても、市長は選挙を経た民意であると明確に述べていることから、先に述べた当審議会に求められている役割を超えるものであると認められるところである。

以上を総合的に勘案すると、今回の諮問内容については、「職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮する」といった当審議会の判断基準とは相容れない内容であり、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできないとの結論に達した。

(4) 平成28年3月1日答申



平成28年3月1日

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 細谷孝利



議員の議員報酬の額について（答申）

平成28年2月29日をもって当審議会に諮問のあった「議員の年収を800万円にするために、議員の報酬を月額50万円とすること及び期末手当を年間200万円とすること」について、同日審議を行った。

当審議会としては、委員から出された意見を踏まえ、別記のとおり答申する。

記

今回の諮問内容は、先回（平成25年6月）の諮問と同じ内容であった。

委員からは、

- 当審議会は、報酬のお手盛りを防ぐための役割である
- 先回の諮問の時と状況が変わっておらず、今回の諮問内容についても当審議会の審議にはなじまないなどとする意見が出された。

したがって、今回の諮問内容については、先回と同様に、「職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮する」といった当審議会の判断基準とは相容れない内容であり、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできないとの結論に達した。

(5) 平成31年2月18日答申

5

平成31年2月18日

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 中山恵子



議員の議員報酬の額について（答申）

平成31年2月5日をもって当審議会に諮問のあった「議員の年収を800万円にするために、議員の報酬を月額50万円とすること及び期末手当を年間200万円とすること」について、同日審議を行った。

当審議会としては、委員から出された意見を踏まえ、別記のとおり答申する。

記

今回の諮問内容は、先回（平成28年2月）の諮問と同じ内容であった。

委員からは、

○800万円という金額の根拠について、何を比較して妥当と判断できるのか、これまでの審議会の判断基準である上級職員の給与改定率等で判断できるものではない。

○政治ボランティア化という発想自体が価値観の問題であり、800万という市民並み給与に削減することについて、議員自ら削減をすることはいいが、この審議会でその削減を恒久化することは違うのではないか。

○4月に統一地方選挙があり、議員定数が7減り、75名から68名になる。新しく選ばれた68名の方が、今後どうするのかを決めることになるのであれば、その前段で審議会にて800万円の恒久化の議論をすることはそぐわないのではないか。

などとする意見が出された。

また、諮問では、民意による成案を得るための手続きをとることなく引き上げたことに対して、議会自らが、しっかりと市民の理解と納得を得て決めていかなければならず、政治をするものはパブリックサーバントとして市民並み給与でやるべきという説明を市長から受け、諮問内容が先回と同様に、市長の強い政治信念に基づいていることが示された。

したがって、「職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮する」といった当審議会の判断基準にそぐわず、求められている役割を超えるものであることから、今回の諮問内容については、先回と同様に、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできないとの結論に達した。

3 市長提案理由説明における政治ボランティアに関する市長の主な発言について

区分	内容
平成22年 2月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、議会の誕生は、かつてイギリスにおきまして、国王による重税などの不当な権力行使から市民を守ろうとしたのが出発点でございます。そのため、議員が、自発的で見返りを求めるボランティア精神に基づき、自らの信条により、いわゆるパブリックサーバントとして市民に奉仕する存在であることは、議会が生まれた800年前と何ら変わることがない普遍の真理であると確信いたしております。しかしながら、現状を省みますと、本来の趣旨に反し、議員が税金によって身分保障されることにより、政治が家業化、職業化され、議席の指定席化、長期在職化が進み、その結果として、様々な分野・職業の方が政治に参画する意欲や機会を阻んでいるのが実情であり、残念ながらこれは真実でございます。 ・報酬が低いと金持ちしか議員になれない、といった指摘もございますが、私は、そもそも議員はボランティアであり、職業化しないことこそが原点であると考えております。税金で身分が保障されると長く続けることが目的化し、腐敗や癒着を招く原因にもなります。逆に、収入が低ければ誰も長く続けようと思わないため、多様な人材による政治参画が期待できるようになります。 ・議決権を持っている議会は、長を遥かに凌ぐ大変強力で、圧倒的な権限が与えられております。だからこそ、議員一人ひとりは民意を代表し、議会は市民の縮図であることが絶対条件となるのでございます。言い換えるならば、党議拘束や党派間の交渉によって議会の意思が容易に形成されるのではなく、選挙で選ばれ、市民の負託を受けた議員個人個人が、ノンパーティ一、つまり党派の拘束から離れ、自らの信念や理念に基づき、独立して議決権行使することによってはじめて、長と議会が本当の意味での車の両輪、二元代表制が確立できるものと思料するものでございます。

区分	内容
平成22年 4月臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本中が注目する中、「減税の恒久化」、「地域委員会」、「議員報酬の半減」のいわゆる『主権在民3部作』をご提案申し上げ、その審議を通じまして、政治はどうあるべきか、即ち政治はボランティアとして行われるべきか、それとも税金で身分保障され、家業化した職業議員によって行われるべきかにつきまして、民主主義の殿堂である議場という最も崇高な場所におきまして、改めて225万市民の皆様に問い合わせることとした次第でございます。 ・本来、議会は民主主義の代弁者であり、市民の縮図であるべきでございます。それゆえ、議決権を始めとする、長を遥かに凌ぐ大変強力な、圧倒的な権限が与えられているのでございます。しかしながら、現状を省みますと、権限の行使にあたって、党議拘束がかかり、一人ひとりの議員を選んだ民意というものが反映されているとは到底言えない状況にあるわけでございます。また、政治の家業化、職業化は、集権化、議席の指定席化、長期在職化をもたらし、その結果として、様々な分野・職業の方が政治に参画する意欲や機会を阻んでいるものと思われます。国、地方を問わず、政治に携わる者が尊敬されない社会であるならば、愛国心や地域愛といったものが育まれるはずもございません。議員も、市長も、本来、市民の代表でございます。私は、その代表が税金で身分保障される現状を変え、少なくとも、市民と同じ給料、報酬で生活するという、本来の政治の姿を取り戻したいと考えた次第でございます。

区分	内容
平成22年 6月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会には、議決権を始めとする、市長を遥かに凌ぐ圧倒的な権限が与えられており、議会の議決がなければ、私の政策など一步も先に進むことができません。 ・政治に携わる者が税金で身分保障される現状を変え、少なくとも市民と同じ給料で生活するという、世界の主要都市ではごく当たり前の、政治の本来の姿を取り戻したいという私の強い信念に基づく提案でございます。
平成22年 9月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・民意と乖離した議会が、議決権を始めとする、市長を遥かに凌ぐ圧倒的な権限を盾に、市長選での公約の実現を阻もうとするならば、これは、一党独裁政治と変わりなく、“民主主義の危機”と言っても過言ではありません。私は、議員も市長と同様、二元代表制に基づく市民代表であるがゆえに、民意に忠実に行動する義務を負っているものと認識しております。 ・「政治はボランティアで行われるべきであり、政治に携わる者が税金で身分保障される現状を変え、少なくとも市民と同じ給料で生活をするという政治本来の姿を取り戻したい」との私の強い信念に基づくものでございます。
平成22年 11月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・私といたしましては、「政治に携わる者は税金で身分保障されるべきではない」という強い信念を持ち、「議員も市長も市民の代表であることから、報酬は市民と同じ給与水準にすべきである」と固く信じております以上、議員報酬の半減を提案から無くすわけにはまいりませんが、皆様のご意見を真摯に受け止めまして今回のご提案とさせていただいたところでございますので、共鳴していただける議員の皆様には、民意に忠実な行動を起こしていただきたく、是非、私の提案にご賛同いただきましますよう、よろしくお願ひいたします。

区分	内容
平成25年 9月定例会	<p>・政治は本来、自発的で、見返りを求めるものであり、また、ボランティア精神や自らの信条に基づき行われるものと私は信じておりますし、市長や議員はパブリックサーバントとして市民並み給与でやっていくという、政治に携わる者にとってはごく当たり前のことが、ここ名古屋から発祥し日本中に広がっていかなければならないと考えております。これこそ「名古屋から庶民革命を起こす」ということであり、長らく我が国において蔓延している政治不信を払拭することにつながるのでございます。無論、世襲議員にも立派な方はおみえになります。しかし、制度として世襲を促すような高給を税金で給付することは、市民代表としての議員の本質から離れていくものと考えております。市民との同質性こそ大事な要素なのではないでしょうか。今大変厳しい状況にある民間の皆様方と比較してみれば、税金による年間800万円の収入は、決して少なくない金額だと考えておりますが、市長や議員が高収入を得られる仕事、子どもに継がせたい仕事となれば、そうならない人もおりますが、残念ながら、政治信念よりも、家業として長く続けることを優先させてしまう者が多く登場してしまうこととなり、これが政治不信につながるのではないかでしょうか。やはり、政治に携わるものはパブリックサーバントとして市民並み給与でやるべきではないでしょうか。もちろん、どのような制度下においても個人の資質の問題はございます。しかし、その一方で、給与を市民並みとすることによって、本当に市民のために働くと信念を持つ者が集まるようになると私は信じております。</p>
平成28年 2月定例会	<p>・私は常々、自治体の長や議員など、特に政治に携わる者は、納税者に奉仕すべきパブリックサーバント、公僕であり、市民の皆様と同じ給与で同じ生活をする。だからこそ、市民代表として市民からの信託を得て、市民の皆様のことを決めができるということが当たり前の常識だという信念はいささかも変わつておりません。</p>

4 特別職秘書に係る人件費について

(1) 退職手当以外

区分		年額
給与	給料	5, 156 千円
	地域手当	774
	通勤手当	居住地や通勤方法による
	期末手当	2, 346
小計		8, 276
共済費		1, 691
合計		9, 967

(注) 平成31年4月1日時点の給与制度を基に積算

(2) 退職手当

区分		金額
退職手当		2, 738 千円

(注) 1 平成31年4月1日時点の給与制度を基に積算

2 市長の任期（4年）にあわせて任免された場合

5 わかりやすく親しみやすい文書に向けた改善の視点について

(1) 昭和63年

ア わかりやすい文書にするためのチェックポイント

内 容	言い換え等の例
あいまいな表現や抽象的な言葉づかいをしていないだろうか。	すみやかに報告すること →7日以内に名古屋市長（担当：〇〇局〇〇部〇〇課）へ文書で報告してください
専門用語、略語、外来語の乱用をしていないだろうか。	この補助金は、精算払いをもって交付する →この補助金は、収支精算書を提出していた だいた後に交付します
必要以上の敬語や誇張した表現をしていないだろうか。	万障お繰り合わせのうえ、御出席くださる ようお願い申し上げます →ご出席ください

イ 親しみやすい文書にするためのチェックポイント

内 容	言い換え等の例
権威を感じさせる命令的な言葉づかいをしていないだろうか。	申請書は20日以内に提出すること →申請書は20日以内に提出してください
文語調や漢語調の言葉づかいをしていないだろうか。	僅少なごみの量 →わずかなごみの量
不快感をもたらす言葉づかいをしていないだろうか。	A自治会でさえ〇〇のことことができた

(2) 平成6年
わかりやすい文書を書くポイント

内 容
結論を先に、説明は後に書く
箇条書きを活用する
あいまいな表現や抽象的な言葉づかいをしない
専門用語、略語、外来語の乱用をしない
必要以上の敬語や誇張した表現をしない

(3) 平成13年
ア わかりやすくするために

内 容	言い換え等の例
専門用語や法令用語は、できるだけ一般的な用語に言い換えましょう。	自己負担金は <u>還付できません</u> のでご了承ください。 →自己負担金は <u>お返しできません</u> のでご了承ください。
日常見たり、聞いたりしない用語は使わないようにしましょう。	喫食（食べること）
略語は、市民にも一般的となっているもの以外は使わないようにしましょう。	納通 →納税通知書・納入通知書

内 容	言い換え等の例
カタカナ語は、日常生活になじんだ言葉以外はできるだけ使わないようにしましょう。	コンテンツ →中身、内容
文字の大きさは、できるだけ12ポイント以上にしましょう。	—
やむを得ない場合を除いて用紙の大きさは、A4判(縦)を使用するようにしましょう。	—
申請書等のあて先は、「(あて先)名古屋市長」としましょう。	—
用紙の色と文字のバランスを考えて印刷するようにしましょう。	—
強調したい部分は、枠で囲んだり、下線を引いたり、字体を工夫しましょう。	強調したい部分には、枠で囲んだり、下線を引いたり、字体を変える
読みやすくなるように、文字間隔や行間隔を工夫しましょう。	—
記入欄は大きく、記入事項は必要最小限にし、選択式をできるだけ使用するようにしましょう。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

イ 親しみやすくするために

内 容	言い換え等の例
市民あての文書は、「ます」体にしましょう。	—
古い表現、堅苦しい表現は、日常使い慣れた表現にしましょう。	～に資する →～に役立てる
漢字につく接頭語の「御」は、「ご」を使うようにしましょう。	御指導 →ご指導
権威的な表現は、市民がよい印象を受けるような表現に言い換えるようにしましょう。	～を遵守すること。 →～を守ってください。
市が定めている様式で、市民に敬語を使わせているものは、適切な表現にしましょう。	減免してくださいますよう～ →減免を～
申請書等の備考欄などの「～すること。」は「～してください。」にしましょう。	該当する項目に○印を付けること。 →該当する項目に○印を付けてください。
市民利用施設の「使用許可申請書」は「使用申込書」にしましょう。	—
単に事実を知らせる場合の「通知」は「お知らせ」にしましょう。	—
市民あてに出す文書には、必要に応じて連絡先を記入するようにしましょう。	(例) 名古屋市総務局行政課文書係 担当 ○○ (担当者の氏名) 電話 972-XXXX FAX 972-*****

(注) 平成22年に常用漢字表の改定が行われたが、本資料は、いずれも策定当時の内容で表記している。

6 社会保障・税番号制度への対応に係るシステム経費について

(1) 内訳

区分	予算額
情報連携基盤システム機器更新等業務委託	千円 33,612
情報連携基盤システム運用業務委託	18,979
情報連携基盤システム運用機器賃貸借	10,433
中間サーバー・プラットフォームに係る交付金	42,582
合 計	105,606

(2) 各局のシステム経費

区分	予算額
総務局	千円 105,606
財政局	12,045
市民経済局	52,435
健康福祉局	14,589
子ども青少年局	1,200
教育委員会事務局	2,620
合 計	188,495

7 特定個人情報の漏えい等について

区分	発生年月	発生所属	概要
誤交付	平成30年10月	緑区役所	A、Bの2名から順に届出を受理した後、それぞれに交付すべき書類をまとめて保管していたため、翌日Aに書類を交付する際、誤ってBに交付する予定の転出証明書も合わせて交付した。
紛失	平成30年10月	港区役所	交付する予定であった個人番号カード4名分について、所定の場所へ保管せず、また終業時の保管枚数の確認も怠ったため紛失した。

(注) 平成31年2月28日現在

8 ソーシャルメディアの利用内訳について

区分	アカウント数
フェイスブック	71 件
ツイッター	25
インスタグラム	9
ユーチューブ	8
ライン@	3
ブログ	3
グーグル+	1
フォト蔵	1
合計	121

(注) 平成31年1月31日現在

9 予算定員の推移及び主な増減理由について

局 室	平成30年度		平成31年度		主な増減理由 (人)
		うち技能 労務職員		うち技能 労務職員	
会 計 室	人 39	人 —	人 38	人 —	—
防 災 危 機 管 理 局	51	—	51	—	—
市 長 室	51	6	51	6	—
総 務 局	287	9	292	8	・空港機能強化に係る執行体制 (+ 3)
財 政 局	1,014	—	1,008	—	—
市 民 経 済 局	1,425	46	1,415	46	—
観 光 文 化 交 流 局	135	3	143	4	・名古屋城調査研究体制の強化 (+ 5)
環 境 局	1,539	979	1,544	983	—
健 康 福祉局	2,936	159	2,907	143	・植田寮への指定管理者制度の導入 (△ 35) ・生活保護業務執行体制の強化 (+ 3)
子 ど も 青 少 年 局	2,178	158	2,177	156	・エリア支援保育所執行体制 (+ 12) ・保育園 2 園の社会福祉法人への移管 (△ 20)
住 都 市 宅 局	700	1	696	1	・空港機能強化に係る執行体制 (+ 1)
緑 土 政 木 局	1,213	276	1,211	273	—
消 防 局	2,288	6	2,286	5	—

局 室	平成30年度		平成31年度		主な増減理由
	うち技能 労務職員		うち技能 労務職員		
選挙管理 委 員 会 事 務 局	人 25	人 —	人 25	人 —	(人) —
監 査 事 務 局	31	—	31	—	—
人事委員 会事務局	21	—	21	—	—
教育委員 会事務局	12,724	880	12,747	858	・なごや子ども応援委員会 の業務執行体制の強化 (+28) ・学校給食調理員、学校用 務員の委託化・嘱託化 (△22)
市 会 事 務 局	51	—	51	—	—
合 計	26,708	2,523	26,694	2,483	—

(注) 企業局を除く。

10 第20回アジア競技大会の推進について

(1) 主な取り組み

区分	内容
組織委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年5月以降に一般財団法人として組織委員会を設立
大会開催基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年11月頃を目途にアジア・オリンピック評議会（OCA）に提出できるよう策定 各分野（競技・選手村・輸送等）の運営計画を検討
競技会場	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの提案や競技団体の意向等を踏まえた再調整を実施し、平成31年夏頃に会場を可能な限り仮決定
広報・P R	<ul style="list-style-type: none"> 大会エンブレムやスローガンの作成 公式ウェブサイトの制作
選手手村	<ul style="list-style-type: none"> 選手村の仮設施設の検討・調査 選手村の後利用の検討・調査
レガシー	<ul style="list-style-type: none"> 大会を契機に市民にのこしたいレガシーとその実現に向けた主な取り組みを示したレガシーに関するビジョンを策定

(2) 予算の内訳

区 分	主な内容	予算額
基金の設置	名古屋市アジア競技大会基金 ・大会運営費など主催者負担経費の財源として活用するため基金を設置	千円 2, 000, 000
組織委員会の設置等	愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会(仮称)負担金 ・大会運営に関する諸計画の検討 ・大会エンブレムやスローガンの作成 ・OCAによる視察対応 ・選手村の仮設施設検討・調査	151, 216
	アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会負担金 ・組織委員会の設立準備 ・大会開催に向けた機運の醸成を図るための広報・PR ・選手村の後利用検討・調査	73, 557
	その他事務費 ・OCAや日本オリンピック委員会等の各種団体との連絡調整 ・大会を契機に市民にのこしたいレガシーに関するビジョンの策定	34, 565
小 計		259, 338
合 計		2, 259, 338

11 第20回アジア競技大会に係る組織体制について

(1) 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（仮称）事務局

区分	主な職務	人数
事務局長	事務局を統括	人 1 (一)
事務局次長	事務局長を補佐	1 (1)
総務課	・庶務（組織及び予算・決算等） ・大会エンブレムやスローガンの作成	11 (3)
事業課	・大会開催基本計画等の策定 ・競技や競技会場の協議・検討	13 (5)
合 計		26 (9)

（注）（ ）内の数字は本市から派遣する職員数

(2) アジア競技大会推進室

区分	平成30年度	平成31年度	増減
	人	人	人
室長	1	1	—
主幹	1	1	—
主査	6	4	△2
推進係	7	6	△1
合計	15	12	△3

（注）1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣中の職員1人を含む。

2 上記のほか、平成31年度より、競技会場や瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整のため、教育委員会事務局の職員2人が併任

12 第20回アジア競技大会に係る経済波及効果について

(1) 第20回アジア競技大会

区分	公表時期	投資額	経済波及効果
第20回アジア競技大会 (愛知・名古屋)	平成29年8月	850 億円	1,625 億円

- (注) 1 投資額は、大会主催者負担経費850億円で試算
 2 平成23年愛知県産業連関表により、県内の経済波及効果として試算

(2) 他大会

区分	公表時期	投資額	経済波及効果
第18回アジア競技大会 (ジャカルタ・パレンバン)	平成30年5月	3,279 億円	3,571 億円
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 (東京)	平成24年6月	8,000	16,753
	平成29年4月	14,100	33,919

- (注) 1 投資額は、施設整備費及び大会運営費を掲載
 2 第18回アジア競技大会の投資額及び経済波及効果は新聞報道を基に推計(1ルピア0.0079円で算出)
 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、東京都における経済波及効果をそれぞれ掲載

<参考>あいちトップアスリートアカデミー（仮称）について

（1）事業主体

ア 名称

あいちトップアスリート育成・強化推進本部（仮称）

イ 構成（予定）

愛知県、名古屋市、公益財団法人愛知県スポーツ協会、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、関係団体（独立行政法人日本スポーツ振興センター、連携大学関係者、学校体育関係者 等）

（2）対象者等

区分	種類 (競技数)	年代	最大参加人数 (内訳)
キッズ	種目適性型 (25競技)	小学校4・5年生	60人 (30人×2クラス)
ジュニア		小学校6年生 中学校1・2年生	90人 (30人×3クラス)
ユース	種目転向型 (6 競技)	中学生以上	30人 (30人×1クラス)

- (注) 1 種目適性型では、個人の適性に応じた競技種目を模索する。
2 種目転向型では、ある競技種目のアスリートが、自身の特性をより活かすことのできる競技種目への転向を促進する。

（3）実施内容

ア 発掘プログラム

様々な観点から能力を測定する体力測定を行い、スポーツ能力に長けた子どもたちを対象者として選考

イ 育成プログラム

選考された対象者に対して、様々な競技を体験できるプログラムやスポーツ教養プログラム等を実施

13 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別に かかわる市民意識調査について

（1）調査の概要

区分	内容
調査目的	市民の性的少数者に関する意識や知識等を把握し、本市の今後の施策の参考とするための基礎資料とする。
調査対象	市内に居住する満18歳以上の者 10,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年7月17日～7月31日
調査項目	設問項目17問、属性、自由記述
有効回収数 (回収率)	4,655件 (46.6%)

(2) 主な調査結果

区分		内 容
	設問	性的少数者に関する事がらで、人権上問題があると思われるとはどれか。（複数回答可）
1	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・職場で不利な扱いを受けること…………… 81. 4% ・学校や職場でいじめにあう可能性があること… 72. 9% ・病院や福祉施設等での看護や介護における処遇が不適切であること…………… 56. 0%
	設問	言葉と意味について、知っているか。
2	結果	<p>「言葉も意味も知っている」と答えた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲイ…………… 91. 8% ・レズビアン…………… 91. 5% ・カミングアウト…………… 69. 4% ・バイセクシャル…………… 62. 9% ・セクシュアル・マイノリティ… 53. 5% ・トランスジェンダー…………… 42. 4% ・L G B T…………… 40. 7% ・アウティング…………… 5. 9% ・S O G I…………… 2. 3%
	設問	身近な人から、「同性が好きである」（同性愛者）などと打ち明けられたとき、受け入れるか。
3	結果	<p>「受け入れられる」と答えた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親…………… 12. 7% ・母親…………… 13. 7% ・兄弟姉妹…………… 36. 3% ・配偶者…………… 10. 9% ・子ども…………… 30. 5% ・友人…………… 62. 3% ・職場の同僚・学校の人…………… 64. 6% ・親戚…………… 56. 2% ・町内など近所の人…………… 63. 7%

区分		内 容
設問	4	同性愛者や性別を変えた、又は変えようと考えている人に 関して、どのような意識啓発や支援が必要だと思うか。 (5つまで回答可)
		(全体の回答) <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる窓口の設置..... 68. 1% ・気持ちや情報を共有できる居場所づくり..... 48. 7% ・更衣室やトイレ、制服など男女で区別されて いるものに対する配慮..... 42. 2% ・同性同士のパートナーやその家族も、法律上 の夫婦や家族と同等に扱うこと..... 40. 8% ・幼少期からの教育の充実..... 39. 0%
結果	4	(性的少数者当事者の回答) <ul style="list-style-type: none"> ・同性同士のパートナーやその家族も、法律上 の夫婦や家族と同等に扱うこと..... 57. 9% ・更衣室やトイレ、制服など男女で区別されて いるものに対する配慮..... 53. 9% ・気持ちや情報を共有できる居場所づくり..... 51. 3% ・相談できる窓口の設置..... 48. 7% ・いじめや差別を禁止する法律や条例の制定..... 48. 7%
		設問 あなた自身は、性的少数者の当事者か。
設問	5	はい..... 1. 6%
		いいえ... 95. 1%
結果	5	無回答..... 3. 2%
		設問 あなた（当事者）が抱えている悩みや困りごとはどれか。 (複数回答可)
設問	6	家族の理解がなく偏見や差別があると感じる... 28. 9%
		マスコミ、インターネットなどで偏見や差別 があると感じる..... 27. 6%
結果	6	友人・職場・学校の理解がなく偏見や差別が あると感じる..... 26. 3%

14 多様な生き方の理解促進に向けた専門相談等について

区分	内 容	予 算 額
専門相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者に関する悩みや困りごとについて、専門の相談員が応じる電話相談 ・平成31年12月開設予定（月1回） 	千円 300
意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者への偏見や差別をなくし、多様な性のあり方への正しい理解を広めるための講演会 	1,000

15 男女平等参画基本計画2020の成果指標について

(1) 目標を達成している指標

成 果 指 標	現 状 値	平成32年度 目 標 値
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	15.4 (平成30年4月)	15 %
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	138 (平成31年1月)	130 社
子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	201 (平成31年1月)	180

(2) 目標を達成していない指標

成 果 指 標	現 状 値	平成32年度 目 標 値
DVを人権侵害と認識する人の割合	85.2 (平成30年4月)	91 %
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.7 (平成30年4月)	100
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	33.1 (平成30年4月)	39

16 中部国際空港の今後の施設整備における本市への影響調査について

区分	内 容
調査名	中部国際空港の今後の施設整備における本市への影響調査
目的	中部国際空港の機能強化が本市へもたらす影響を調査することで、名古屋を中心とした中部圏域の強化につなげること。
内容	人口、消費動向、都市機能、旅行者の動向などに関する資料を分析し、基礎データを作成。それらをふまえ、中部国際空港の機能強化が本市の物流、経済、人の流れなどに及ぼす影響を調査し、試算するもの。
予算額	5, 000千円

17 中部国際空港の利用状況の推移について

(1) 旅客数

区分		平成17年度	平成29年度	平成30年度 (4月～1月)
旅客数	国際線	万人 532	万人 556	万人 500
	国内線	702	597	517
	合計	1,235	1,153	1,018

- (注) 1 単位未満を切り捨てのため、合計と一致しない場合がある。
 2 平成30年12月、平成31年1月は速報値
 3 中部国際空港実績一覧による。

(2) 発着数

区分		平成17年度	平成29年度	平成30年度 (4月～1月)
発着数	国際線	千回 36	千回 39	千回 33
	国内線	70	61	52
	合計	106	100	85

- (注) 1 単位未満を切り捨てのため、合計と一致しない場合がある。
 2 平成30年12月、平成31年1月は速報値
 3 中部国際空港実績一覧による。

18 中部国際空港と関西国際空港の比較について

(1) 開港日

区分	中部国際空港	関西国際空港
1本目滑走路	平成17年2月17日	平成6年9月4日
2本目滑走路	—	平成19年8月2日

(2) 旅客数

区分	中部国際空港	関西国際空港
開港時	万人 1, 235	万人 1, 730
2本目滑走路運用開始時	—	1, 509
平成29年度	1, 153	2, 871

(注) 1 年度集計

2 開港時及び2本目滑走路運用開始時は翌年度の旅客数を記載

(3) 災害対策の状況

区分	中部国際空港	関西国際空港 (第1期整備部分)
設計基準とした潮位	2. 69m	2. 31m
現状の地盤高	+3. 00m ～+4. 69m	-0. 95m ～+2. 37m
沈下による排水対策	自然排水	ポンプによる強制排水
電源施設などの地下施設	無し	22か所

(注) 数値はTP値(東京湾の水位)を基準に記載

(4) 平成30年9月の台風21号に伴う関西国際空港の状況

ア 関西国際空港の平成30年9月の利用状況

区分	発着回数	前年度比
国際線	6,137 回	△46 %
国内線	2,629	△37

イ 関西国際空港から中部国際空港への振替運航の状況

区分	旅客便	貨物便
臨時便	375 便	21
航空機の大型化	352	2
合計	727	23

19 市公式ウェブサイトのアクセス数の推移について

区分	平成29年度	平成30年度
総アクセス数	千件 57,043	千件 48,459
うち スマート フォン等	アクセス数 24,928	23,099
	割合 43.7	% 47.7

(注) 1 平成30年度は、平成31年1月31日現在

2 スマートフォン等とは、iOS及びAndroidからの
アクセス数

20 退職自衛官の任用に関する取組状況について

区分	内容
他都市への調査	他の政令指定都市における勤務形態、職務内容等について調査
自衛隊との意見交換	<p>防災危機管理局と自衛隊が意見交換を行い、以下の事項について相互に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職自衛官を任用し、自衛隊で培った専門的な技能・経験を活用することは、災害発生時の対応を始めとする本市の防災危機管理の取り組みにおいて有益であること ・本市が希望する職務内容に即した技能・経験を有する人材と退職自衛官のマッチングが課題であること ・引き続き、本市と自衛隊が職務内容等について研究していくこと
任用に向けた取組方針	他都市の状況等を踏まえて、任用する退職自衛官の職務内容や勤務形態等を防災危機管理局において整理したうえで、当該職務内容等に応じた任用方法について、総務局と防災危機管理局が互いに連携し検討

21 人事評価結果による勤務成績が良好でない職員の昇給について

(1) 職員団体の主な意見

- ・評価結果の昇給への反映については、評価を受ける職員が納得できるようにすることが大切である。
- ・評価者との届きにくい職場で働いている職員については、しっかりとコミュニケーションを取るようにするなど、評価方法の検討が必要である。
- ・評価結果を給与に反映させるだけではなく、その結果に応じてフォローアップを行うことで、組織全体の活力の向上とモラールアップにつなげていくことが大切である。

(2) 現時点での考え方

区分	内容
評価のあり方	評価結果について、職員間の納得が得られるように、評価のあり方を検討する。
昇給への反映	良好でない職員について、人事評価の項目が全て最低評価の場合だけではなく、対象者の基準を広げるとともに、昇給しない方向で検討する。
フォローアップ	面接の場などを活用し、日頃から個々の職員の能力向上に努めるとともに、良好でない職員については、評価結果に応じたフォローアップを実施する。

22 採用試験の実施状況等の推移について

(1) 名古屋市

年 度	受験者数	合格者数	初 任 給
平 成 2 6 年度	人 2, 916	人 512	円 190, 190
平 成 2 7 年度	2, 546	465	191, 840
平 成 2 8 年度	2, 604	447	201, 940
平 成 2 9 年度	2, 230	375	201, 595
平 成 3 0 年度	1, 959	416	205, 160

(注) 1 第1類・免許資格職採用試験（大卒程度）の実績

2 初任給は、給料及び地域手当の額

3 初任給は、当該年度の4月1日現在の額

(2) 愛知県

年 度	受験者数	合格者数	初 任 給
平 成 2 6 年度	人 1, 844	人 362	円 194, 043
平 成 2 7 年度	2, 065	372	196, 819
平 成 2 8 年度	1, 971	365	201, 002
平 成 2 9 年度	1, 807	351	204, 270
平 成 3 0 年度	1, 696	351	206, 303

(注) 1 第1回職員採用試験（大卒程度）の実績

2 初任給は、給料及び地域手当の額

3 初任給は、当該年度の4月1日現在の額

23 愛知県知事選挙における場所別の期日前投票者数について

区名	場所	平成27年 2月1日執行	平成31年 2月3日執行
千種区	千種区役所	人 7, 337	人 9, 069
東区	東区役所	3, 594	4, 618
	東図書館	—	316
北区	北区役所	4, 872	6, 637
	楠支所	2, 412	3, 442
西区	西区役所	4, 783	6, 416
	山田支所	3, 557	4, 944
中村区	中村区役所	5, 698	7, 390
中区	中区役所	3, 027	3, 946
昭和区	昭和区役所	5, 435	6, 922
瑞穂区	瑞穂区役所	5, 836	7, 557
	市立大学	—	80
熱田区	熱田区役所	3, 346	4, 695
中川区	中川区役所	6, 830	9, 201
	富田支所	3, 594	5, 241
港区	港区役所	4, 777	6, 087
	南陽支所	2, 242	3, 213
南区	南区役所	5, 516	7, 291
守山区	守山区役所	7, 514	9, 585
	志段味支所	1, 733	2, 841
緑区	緑区役所	8, 672	11, 263
	徳重支所	7, 912	11, 908
名東区	名東区役所	7, 875	9, 872
天白区	天白区役所	7, 675	9, 840
	原駅	—	978
合計		114, 237	153, 352
(参考) 市内の投票率		27. 95%	29. 05%

24 市立大学文系学部における主な社会貢献について

区分	主な事業
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大都市圏が抱える地域課題に対して、調査・分析・提案し、解決に寄与する「都市政策研究センターの設置」 ・「名古屋市次期総合計画有識者懇談会」を始めとした各種審議会等委員に就任し、政策形成に寄与する「審議会等への教員派遣」
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働によるキャンパス内での野菜の収穫、高齢者給食会での提供を通じ、交流を図る「山の畑（はたけ）プロジェクト」 ・地元商店街が開催したイベントにあわせた空き店舗を活用したカフェの運営を通じ、交流を図る「滝子学生カフェ」 ・幅広い世代に学びの機会を提供する「生涯学習講座の実施」
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の調査・発想に基づき、事業者との協働により、パンの開発を行う「パン製品開発プロジェクト」 ・航空会社、旅行会社と連携し、学生の柔軟な発想力を活かして旅行プランを提案する「旅行商品開発プロジェクト」

(注) 文系学部である経済学部及び人文社会学部の社会貢献活動を掲載

25 「地域と育む未来医療人『なごやかモデル』」終了後の
市立大学の取り組みについて

区分	事項
保健師	<ul style="list-style-type: none">・健康相談の実施・サロンの開催・健康体操の開催
教員・研究者	<ul style="list-style-type: none">・健康講座の開催・介護予防・認知症予防研究
学生	<ul style="list-style-type: none">・健康測定会の開催・居宅高齢者の訪問・医薬看連携地域参加型学習

26 市立大学と名古屋工業大学との主な連携実績について

(1) 共同大学院（共同ナノメディシン科学専攻）の設置

ア 学生数

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市立大学	3人	4人	3人
名古屋工業大学	10	10	7

(注) 各年度10月1日現在

イ 学位授与者数

区分	人数
市立大学	4人
名古屋工業大学	11

(注) 平成31年2月1日現在

(2) 単位互換制度の実施

区分	派遣学生数		受入学生数	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
医学研究科	1人	2人	32人	22人
芸術工学研究科	1	1	21	14
看護学研究科	2	3	—	—
合計	4	6	53	36

(注) 人数は、延べ人数

27 市立大学病院における救急・災害医療の機能強化について

(1) あり方調査の主な内容

ア 調査の趣旨

名古屋市及び市立大学病院における救急・災害医療のあり方について、その現状の把握・分析や市立大学におけるあるべき姿等について平成30年度に調査を実施

イ 救急医療・災害医療の実態

(ア) 名古屋市

区分	内 容
救 急 医 療	<ul style="list-style-type: none">救急搬送件数は、人口の高齢化や地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められている中、地域で暮らす高齢者が増加していることなどにより今後も増加する見込み救急搬送件数は、二次救急医療機関に比べ三次救急医療機関（救命救急センター）での受け入れが高い増加率で推移救命救急センターで軽症から重症まで幅広く救急搬送を受け入れ救命救急センター1施設あたりの救急科専門医数は旧5大市で最少であり、人材不足が深刻
災 害 医 療	<ul style="list-style-type: none">東日本大震災等を経て、自然災害・人的災害に対する災害対策と災害医療は大きく進歩し、災害拠点病院として求められる施設や設備が変化市内では11施設が災害拠点病院として指定されているが、南海トラフ巨大地震の被害想定では、市南西部の3病院は津波による浸水被害を想定

(イ) 市立大学病院

区分	内 容
救 急 医 療	<ul style="list-style-type: none">平成29（2017）年度の救急搬送件数は6,372件であるが、平成52（2040）年度には約10,300件まで増加すると推計応需率は96%を超えるが、救命救急センターの処置ベッド2床が満床となるなどの理由により不応需が発生
災 害 医 療	<ul style="list-style-type: none">南海トラフ巨大地震の被害想定における津波浸水被害を免れるエリアに位置し、市南西部から搬送される重症患者を受け入れる最前線の災害拠点病院となり、約400～約970人の重症患者の受け入れを想定

ウ 市立大学病院の施設にかかる課題

区分	内 容
救 急 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・設計時には救命救急センターとしての稼動を想定しておらず、面積が他施設と比較して手狭であり、十分な待合・初診・診察エリアの確保が困難 ・手術や集中治療、検査、救急病床のフロアが異なる長い動線
災 害 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・設計時には現在災害時に想定される多数の重症患者の受け入れに対する十分な想定をしておらず、現状の施設を改修しても、災害医療に必要な場所、設備が不足し、災害時に期待される医療の提供が困難

エ 市立大学に求められる主な機能

区分	内 容
救 急 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な救急患者を安全かつ効率よく診療できる初療室 ・救急患者専用の検査機器等の設備
災 害 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の被災者を受け入れ可能なトリアージスペースや診療スペース ・災害時に安定して稼動する独立したライフラインや医療資材、設備を保管する備蓄スペース
教育・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成及び研究活動を推進するため、救急・災害医学に関する医学講座の開設

(2) 基本計画の主な業務内容

ア 施設整備に関する計画

区分	内 容
必要機能計画	・救急・災害医療について、機能や整備する内容等を基本方針としてまとめ、必要な延べ床面積等を試算
エネルギー供給施設計画	・通常時、非常時を踏まえ、必要なエネルギー機能を精査し、具体的な設備機器などの計画を作成
施 設 計 画	・施設の整備位置を定め、必要機能計画で明らかにした機能を具体的な必要諸室に整理し、平面計画（各室配置計画）、階層計画を作成
整備手法検討	・建設工期の短縮や整備費用、ライフサイクルコストの縮減を前提に、最適な整備手法を検討
事 業 計 画	・各施設の設計から稼動までのスケジュールを作成、概算事業費を試算

イ 施設運営に関する計画

区分	内 容
人員計画、業務計画	・機能強化後に適切に機能するための人員計画や業務計画を作成
機器備品導入費試算	・必要機能計画、施設計画で整理した諸室に必要な医療機器等について、導入費用を試算
運営費、収支試算	・救急需要の変動を踏まえた診療報酬収入と運営にかかる経費を試算
維持管理経費試算	・稼動後の経常営繕、大規模改修にかかる費用を長期にわたり試算

28 認知症に関する基礎研究の市立大学の取り組み及び他大学等の主な研究内容について

(1) 市立大学の取り組み

- ・これまで先進的な研究として、アルツハイマー病危険因子アポリボタンパク質E、脳内脂質代謝とアルツハイマー病の研究、診断マーカー開発などを行っている。
- ・平成31年度に研究者を新たに採用してゲノム医学に基づく基礎研究を推進し、発症メカニズムの解明や新たな予防法・治療法の開発を目指す。また、名古屋市と連携してその研究成果を市の施策に反映させる。

(2) 他大学・機関の主な研究内容

区 分	主な研究内容
東京大学	アルツハイマー病原因分子アミロイドベータタンパク質產生制御機構研究
学習院大学	アルツハイマー病病態分子タウタンパク質研究
国立長寿医療研究センター	アミロイドベータタンパク質凝集メカニズム解明と調節法開発、診断マーカー開発

29 市立大学病院の西棟について

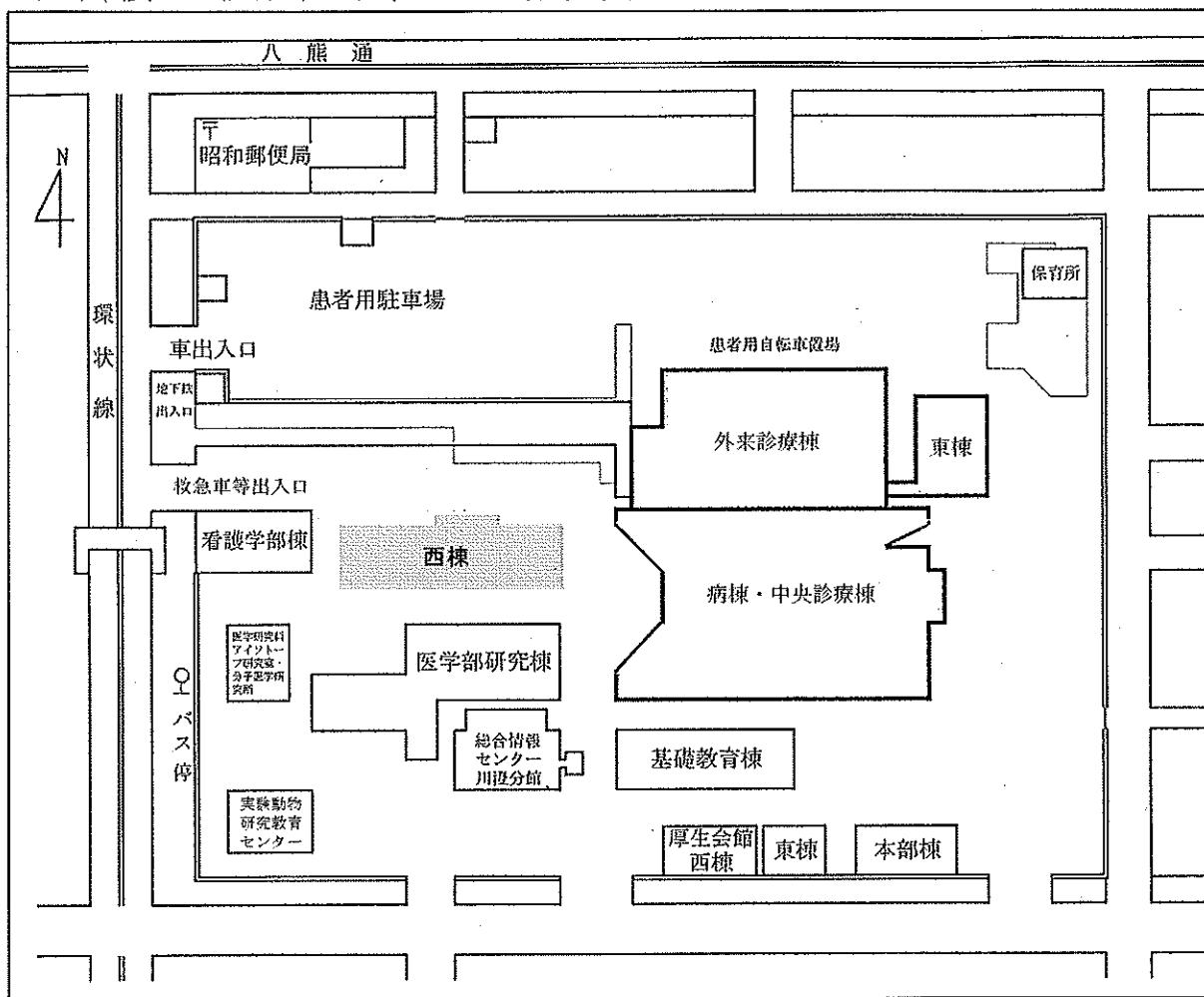
(1) 概要

区分	内 容
建築年次	昭和56年(築38年)
階 数	地下1階、地上6階
建築面積	2,149.31m ²
延床面積	13,955.36m ²

(2) 主な用途

- ・臨床シミュレーションセンター
- ・医療デザイン研究センター
- ・食堂
- ・医学部学生研修室
- ・看護学部実習室
- ・医学研究科教員研究室
- ・業務委託受託事業者更衣室
- ・倉庫

(3) 桜山(川澄)キャンパス配置図



30 消費税率の変更に伴う市立大学病院が徴収する主な料金の
変更について

区 分	徴 収 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	
特別室使用料	円 10,800	円 11,000	一般個室
初診料加算額	5,400	5,500	初診時に紹介状 を持参せず受診 した場合に必要 となる費用
文 書 料	3,780	3,850	生命保険などの 保険金・給付金の 請求に必要な診 断書等